

（毎週火、金曜日発行（但休日当たる時は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可）

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県改良普及員資格試験審査委員規程の一部改正
- ◇告示 建設業者の変更登録
建設業者の登録
建設業者の登録まつ消
牛の肝てつ検査及び駆除
豚等の移入禁止区域の指定

規則

鳥取県改良普及員資格試験審査委員規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十九号

鳥取県改良普及員資格試験審査委員規程の一部を改正する規則

鳥取県改良普及員資格試験審査委員規程（昭和二十八年二月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「六人」を「七人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第六百八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条第一項の規定による変更届の提出があつたので同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のように建設業者登録簿に昭和三十五年十二月二日変更登録した。

昭和三十五年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
(ハ)第三六六号

昭三四、一、一〇

因州建設(有)

八頭郡若桜町大字若桜一、六五七
鳥取出張所新設
鳥取市東品治町一〇ノ一五

加島 時藏

鳥取県告示第六百九号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき同法第八条第一項の規定により、

次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十五年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

登録年月日

名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
(ハ)第五三一号

昭和三五、一一、六

中野組

八頭郡智頭町智頭一、五〇五

中野 力久

第二三一号

一一、二八

鈴木組

山根六

鈴木 年松

第一八四号

一一、一九

高橋建設(有)

日野郡根雨町根雨四三一

高橋 徳志

第七〇九号

一一、三〇

津ノ井建設

岩美郡津ノ井村大字桂木
二四四ノ三

木原 秋和

鳥取県告示第六百十号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四条第三項の規定による更新登録の申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のまうに

登録をまつ消した。

昭和三十五年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号

登録年月日

名称

主たる営業所在地

申請者氏名

まつ消年月日

鳥取県知事登録
(ハ)第五三二号

昭三三、一一、二六

敷工務店

米子市錦町二丁目八〇

敷 吉男

昭三五、一一、二六

第五三四号

〃

(有)山口組

博労町四丁目九〇ノ一 山口 堯章

〃

鳥取県告示第六百十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十五年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝てつ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射及び駆除の方法

肝てつ検査……皮内注射反応法、虫卵検査法

肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与

別表 牛の肝てつ検査及び駆除

実施期日 実施区域

実施場所

十二月二十日 八頭郡家町中私都

下津黒家畜
検診所

二十一日 〃 〃

下私都 大坪

二十二日 〃 〃

大御門 市谷

二十三日 〃 〃

国中 万代寺

二十六日 〃 〃

八東町安井 安井

鳥取県告示第六百十二号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定により、昭和三十五年十二月十三日から豚、その死体又は豚コレラの病源体をひるげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として兵庫県を指定する。

昭和三十五年十二月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者

鳥取県鳥取市東町一丁目

印刷所

鳥取県鳥取市栗谷町

〔定価〕

一部鳥取県栗谷町印刷所